

第1 はじめに

令和4年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻から2年を経過したが、いまだに終結の見通しはたたず、また令和5年10月に始まったイスラム組織ハマスとイスラエルのガザ地区での戦闘状態も5ヶ月を超え、多くの一般市民が犠牲となっている。

核兵器を巡る情勢は、ウクライナに侵攻したロシアのプーチン大統領は核兵器の使用をほのめかす脅しに加え、包括的核実験禁止条約の批准を撤回し、さらにイスラエルの閣僚が、パレスチナ自治区ガザへの核使用を示唆する発言をし、アジアでは北朝鮮が核・ミサイル開発を推進するなど、核兵器が使用される可能性は高まっており、これまで「長崎を最後の被爆地に」「人類は核兵器と共存できない」と懸命に訴え続けてきた被爆者をはじめ長崎市民や平和を願うすべての人々の切なる思いは踏みにじられている。

このような状況の中、令和5年11月には核兵器禁止条約（TPNW）の第2回締約国会議が開催され、「核リスクの増大と核抑止の永続を傍観しない」と誓う政治宣言が採択された。今後、各国が連携して、核抑止に頼らず、核兵器を減らし、なくしていく行動が広がり、その規範が確立されていくことを期待したい。

令和6年1月には、当協会と核兵器廃絶地球市民長崎集会の共催でICANのメリッサ・パーク事務局長を迎えて「核兵器のない世界へ 私たちにできること」～核兵器禁止条約発効3年を迎えて～と題して講演会を開催した。核兵器禁止条約の意義、核抑止論の批判、日本政府への条約参加の呼びかけなど示唆に富む内容だった。

当協会では、世界の平和と核兵器廃絶実現のために、私たちひとり一人が平和について考え行動する平和の文化を市民社会の中に根付かせていくための取り組みを引き続き推進し、世界へ向けて平和のネットワークを広げていきたい。

【令和6年度の予算編成】

当協会の基本理念である「核兵器廃絶と世界恒久平和の実現」を強く内外に訴えるため、長崎市と連携して「国内外で活躍できる若者の育成」と「協会事業の国際的な連携・展開」を昨年度に引き続き推進していく。

特に事業推進では、一般市民を巻き込んだ「平和の文化事業」の充実を図るとともに、令和7年度に被爆80年を迎えるにあたり、記念事業を開催するために積み立てている特定資産（被爆80年記念事業実施積立資産）を活用した平和事業の立案を進めていく。

第2 令和6年度の事業について

当協会の事業は、公益目的事業である「Ⅰ 平和推進事業」及び「Ⅱ 国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営事業」、「Ⅲ 収益事業」の3事業に区分する。

Ⅰ 平和推進事業（公益目的事業）

広報事業では引き続きSNSを含めた情報発信の充実を図る。啓発事業では、芸術、音楽、スポーツなど「平和の文化の創造」に向けた事業に積極的に取り組む。継承事業では引き続き長崎市の受託事業により県外原爆・平和展開催や青少年ピースフォーラムなどの事業を実施する。また育成事業では、継承部会をはじめ各部会、平和案内人の活動を実施し、国際青年平和交流事業や秋月グラントで平和事業の支援をする。

(1) 広報事業費

協会の広報事業については、引き続きインターネット等を活用した広報PRに努める。

① 会報等の発行

ア 会報「へいわ」の発行（年4回）

協会の事業活動をはじめ、平和に関する動向をいち早くとらえ、協会会員・役員、各関係機関等に情報提供するとともに、会員相互の連携を図る。

イ ブックレット「平和のあゆみ」の発行（年1回）

平和意識高揚のための協会の年間を通じた取り組みや、前年度の活動状況、事業実施状況等をまとめた冊子を作成・発行し、平和を考える際の資料とする。

ウ 情報BOXの発行（年8回）※会報「へいわ」発行の翌月は廃止。

イベント開催予定や行事の結果報告などを掲載し、最新情報の周知を図る。

エ 協会会員入会案内リーフレットの配布

協会の事業内容の紹介、会員の特典などを記載し、会員拡大を図る。

② ホームページ、SNS等の活用

ホームページを活用し、協会の活動を広く周知するように努める。また、Instagram、LINE、Facebook、YouTube等SNSでの情報発信を引き続き実施するとともに、交通事業者、新聞などの広告媒体を活用し、協会の活動を周知する。

(2) 啓発事業費

① 平和学習の実施

被爆の実相を伝えるため、修学旅行生や市内の小中学校などで被爆体験講話を実施する。令和5年度に被爆体験講話予約システムを改修、令和6年度から運用を開始し、利用者の利便性向上に努める。また、平和学習用のDVD・写真パネル等を積極的に貸出しする。令和6年度も、引き続き、被爆者証言ビデオを制作する。

② 講演会等の開催

令和4年度より長崎市が主催する「平和の文化事業」を、引き続き推進する。会員及び市民を対象に平和への認識を深めるため、芸術・音楽・スポーツなど「平和の文化」と連携した事業として、長崎県音楽連盟と連携したラウンジコンサートや長年死没者名簿の筆耕を行っている森田孝子氏の書道展などを開催する。

③ 国連軍縮週間行事（市民のつどい）

国連軍縮週間期間中（10/24～30）に、市民のつどいを開催する。各部会員も参加し、原爆写真パネルの展示やミニコンサート、折り鶴作り、エコ風船コーナーや戦時食コーナーのほか、ステージイベントや平和の紙芝居上演など市民に参加してもらうことで平和について考える日とする。

(3) 継承事業費（長崎市からの受託事業）

① 県外原爆・平和展開催

被爆の実相に触れる機会の少ない長崎県外において、写真パネルや被災資料の展示、被爆体験講話、ビデオ上映等を通じて、核兵器廃絶と平和に対する意識の高揚を図る。令和6年度は、千葉県浦安市、福岡県北九州市、久山町で開催する。

② 語り継ぐ被爆体験（家族・交流証言）

被爆者の被爆体験を語り継ぐ「家族・交流証言者」を育成・支援し、長崎市内に派遣することで、被爆体験の次世代の語り部への継承を推進する。また、被爆体験講話予約システムの改修に合わせ、新たに家族・交流証言講話の予約申込をシステム化し、利用者の利便性向上に努める。

また、証言者同士の交流会の開催やスキルアップの取り組みを強化する。

令和6年度も引き続き、長崎市内の全被爆者に対し、長崎市が年度初めに発送するお知らせパンフレットに家族・交流証言者の募集記事を掲載するなど、さらなる事業の周知に取り組む。

③ 青少年ピースボランティア育成

青少年が被爆の実相や戦争について学び、さまざまな視点から平和について考え、行動することにより、被爆体験の継承と平和意識の高揚を図る。

令和6年度も、引き続き青少年ピースボランティアが自主的に企画し活動するための支援や、年間を通して活動できる仕組みの構築に積極的に取り組む。

④ 青少年ピースフォーラム

毎年8月9日の平和祈念式典にあわせて、全国の自治体が派遣する平和使節団の青少年と地元長崎の青少年とが一緒に被爆の実相や平和の尊さを学習し、交流を深めることで平和意識の高揚を図る。また、企画段階から青少年ピースボランティアが中心となり事業運営を進めていく。

⑤ 平和学習発表会及び教材等配布

市内中学生が一堂に会し、日頃取り組んでいる平和学習の成果などの発表を通して、各学校における生徒の平和の取り組みを発展させる平和学習発表会を実施する。青少年ピースボランティアが当日の進行役をつとめるとともに、活動報告を行い、中学卒業後、青少年ピースボランティアとしての登録を促す。

また、令和6年度も、引き続き市内小中学校の平和学習の機会を増やし、平和への願いを広めるため、副読本「平和ナガサキ」を作成し、市内全小中学校に配布する。その他、平和学習の推進のために、被爆体験等を伝える紙芝居やDVDを増刷し、全国の希望者に配布する。

(4) 調査研究費

平和・軍縮関係の会議やシンポジウムなどに、協会役員・職員を派遣し、情報収集や関係機関との交流・意見交換を図る。

(5) 育成事業費

① 部会活動

協会会員が市民とともに平和意識の啓発・高揚を図るために部会活動を行う。

(継承部会、写真資料調査部会、国際交流部会、音楽部会)

また、部会活動において次世代育成と活動の活性化に向けた検討を行う。

②-1 平和案内人派遣

観光客や長崎県内の学校の平和学習を対象に、原爆資料館や被爆建造物等をボランティアでガイドする平和案内人（1～7期生140人）の活動を支援する。3月に育成講座を修了した第8期生（36人）は、5月より活動を開始する。

②-2 平和学習支援業務

長崎市内小中学校の児童・生徒を対象とした平和案内人碑めぐりガイドは、令和2年度から長崎市教育委員会からの受託事業として取り組んでおり、令和6年度も引き続き実施する。

③ 国際青年平和交流事業

長崎の若者から平和に関する自由な発想の企画を募集し、発表・審査会を経て若者自ら実施する平和事業を支援する。

令和4年度から、対象年齢を「高校生・大学生」から「15歳から29歳」とし、対象地域を「アジア」から「世界」に広げ参加を積極的に促すこととした。

④ 平和事業への支援（共催・協力・後援）

協会の活動趣旨と合致する音楽会や講演会、シンポジウムなどの事業・活動を協会が共催・後援することにより平和事業の推進を支援する。

⑤ 秋月グラント

被爆の継承や平和意識高揚のための事業や活動を実施する団体や個人へ、初代理事長である(故)秋月辰一郎氏の名を冠した助成を行い支援する。令和4年度から、本事業の対象地域を長崎市内から長崎県内へ広げ、積極的な活用を広く呼びかけている。

(6) 平和推進事業に係る職員の人件費、及びその他事務に要する経費

長崎市の給与改定に準じて職員の給与を改定する。

II 国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営事業（公益目的事業）

国（厚生労働省）から国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理及び事業運営を受託し、被爆の実相・核兵器の脅威を国内外へ広く伝え、もって核兵器廃絶・世界恒久平和を実現するため、原爆死没者への追悼と平和を祈念する心の涵養を図る。

また、被爆関連資料・情報の収集や提供、海外原爆展、被爆医療を中心とした国際協力・交流事業を実施し、核兵器廃絶と平和意識の高揚・醸成を図る。

令和6年度も、被爆体験記等の収集や被爆証言ビデオの製作、被爆体験記の朗読、国内外の若者の交流促進による平和ネットワークの構築・拡大などに積極的に取り組む。被爆80周年に向けた取り組みを進めるとともに、「被爆者が語れなくなる時代」の到来に向けて、将来的な祈念館事業の見直しにも着手する。

【追悼平和祈念館の主な事業】

① 原爆死没者の氏名・遺影の登録・公開及び死没者名簿の保管

令和6年度も、長崎県市等と連携するほか、近隣県の協力を得ながら、原爆死没者の氏名・遺影の登録に取り組む。

② 被爆体験記等の収集・整理・公開

令和6年度も、長崎市内・県内の全被爆者に対し、市や県が実施する年度初めのお知らせ発送に合わせチラシを同封するなどして、被爆体験記等の収集に取り組む。

③ 企画展の開催（収集した被爆体験記等の展示・公開）

令和6年度は、令和5年度に実施・作成した青森県在住等の被爆者証言ビデオを基に、長崎から遠く離れた県外在住の被爆者を特集する予定である。

④ 被爆体験記執筆補助

令和6年度も、被爆体験記収集と同様に執筆補助の取り組みを強化する。

併せて、長崎市における被爆者訪問の担当保健師を通じ、被爆体験記執筆補助ならびに証言ビデオ撮影の協力を促す。

⑤ 被爆証言ビデオ製作

令和6年度も、被爆体験記収集と同様に被爆証言ビデオの製作にも積極的に取り組む。韓国在住等の海外在住被爆者の証言ビデオ制作にも取り組む。

⑥ 被ばく医療関連情報の収集・整理・提供

⑦ 平和関連情報の収集・整理・提供

⑧ 海外原爆展の開催

令和6年度は、ジョージアのシグナギ国立博物館での海外原爆展（2月27日～）を5月2日まで延長するとともに、セミパラチンスク核実験場跡を有するカザフスタンでの海外原爆展を開催する予定である。

- ⑨ 多言語化対応事業
（被爆体験記等の英語・中国語・韓国語等への翻訳）
- ⑩ 外国語講座の開催
（平和ボランティア育成外国語講座：英語・中国語・韓国語）
- ⑪ 被爆体験記の朗読事業
令和6年度も引き続き市内小中学校の児童・生徒への朗読指導を続ける。
併せて、若者に朗読ボランティア「永遠の会」への参画を促すため、「U-25」の募集も継続するとともに、朗読による被爆の実相の継承を実施する。
増加する派遣事業に対応するため、第3期生の講座を開講する。
- ⑫ 家族・交流証言者等の派遣および語学等の研修
令和6年度は、引き続き、被爆者、家族・交流証言者、朗読ボランティア、原爆体験伝承者を派遣する。
家族・交流証言者等による定期講話会（英語）を実施する。
- ⑬ インターネット会議システムによる平和学習・交流（ピースネット）
- ⑭ 修学講習の実施（追悼平和祈念館における被爆体験講話）
- ⑮ インターネットによる情報提供（グローバルネット等）
- ⑯ 情報展示システムの保守・管理
- ⑰ 平和・国際交流ネットワーク構築
令和6年度は、祈念館主催の海外原爆展開催地の大学等との連携事業として開催する。
- ⑱ 国際平和祈念映画祭の開催
令和6年度は、夏休み期間中に、祈念館交流ラウンジにおいて、子どもを対象としたビデオを上映することとする。
- ⑲ 「被爆の実相の伝承」のオンライン化・デジタル化事業（RECNA との連携）
令和3年度から令和5年度に作成した平和教育教材（英語版を含む）、航空写真アーカイブ、「被爆前の日常アーカイブ」を、令和6年度は、国内外の大学に積極的に提供して、被爆の実相を伝える教育実践に取り組んでもらう。
- ⑳ 追悼平和祈念館施設・設備の維持管理
令和6年度は、来館者の安全安心に努めて、引き続き来館者増に取り組む。

Ⅲ 収益事業（図書等販売）

令和5年度は、Peace なねこ T シャツ、ねこバッグなどの平和グッズの販売で売上額も大幅に増加した。

令和6年度も、新たに製作した缶バッジなど平和グッズの販売を進めて、ホームページ等を活用し、書籍や平和グッズの販売の強化を図る。

なお、法人税や次期繰越し経費を除いた利益の50%は、「平和推進事業」へ繰り入れる。

Ⅵ 管理運営に係る費用（法人会計）

公益法人を適正に運営するために、定期的を開催する理事会、評議員会等に要す費用を計上している。

Ⅴ その他

協会の会費の納入方法について、令和5年度からコンビニ収納ができるようになり、収納全体の8割を占めるようになった。令和6年度も引き続き会員の皆様の利便性の向上に努める。

学生会員は令和5年度から会費を無料とした結果、会員11人から44人に増加しており、令和6年度も引き続き勧誘に努める。

また、引き続き香典返しなどの寄附拡大を呼び掛けて収益の増加に取り組む。